

令和7年度和歌山県強度行動障害支援施設職員養成研修（連続研修）実施要綱

1 目的

行動障害を有する方を支援する施設等を対象に、講義、事例による実践研修を行うことを通じて、施設内での行動障害を有する方への虐待及び不適切な支援の防止並びに行動障害の軽減を図る方法の検討等を行い、もって、行動障害を有する方を支援する職員を養成することを目的とする

2 研修日程・会場

	開催日時	会場	
		Aグループ	Bグループ
第1回目	令和7年8月26日(火) 10:00～17:00	那賀振興局 中会議室 (岩出市高塚 209)	西牟婁振興局 中会議室B (田辺市朝日ヶ丘 23-1)
第2回目	令和7年9月29日(月) 13:15～16:45	那賀振興局 中会議室 (岩出市高塚 209)	西牟婁振興局 中会議室B (田辺市朝日ヶ丘 23-1)
第3回目	令和7年10月21日(火) 13:15～16:45	那賀振興局 中会議室 (岩出市高塚 209)	西牟婁振興局 中会議室B (田辺市朝日ヶ丘 23-1)
第4回目	令和7年11月25日(火) 13:15～16:45	那賀振興局 中会議室 (岩出市高塚 209)	西牟婁振興局 中会議室B (田辺市朝日ヶ丘 23-1)
第5回目	令和7年12月23日(火) 13:15～16:45	那賀振興局 中会議室 (岩出市高塚 209)	西牟婁振興局 中会議室B (田辺市朝日ヶ丘 23-1)

3 対象施設

和歌山県内で行動障害を有する方を支援する施設
※施設の住所によって受講会場の割振りを行います。

4 定員

- 4施設（8名程度）
- ※1施設最大2名参加可能（1名でも受講可）
- ※1グループ2施設程度で定員を超える場合は、原則先着順とする。

5 受講対象職員

上記施設の職員であり、かつその施設からの推薦を受けることができるもののうち、次の受講要件を満たすものとする。

- ① 受講者のうち、少なくとも1名は基礎研修及び実践研修を受講済であること

もう1名についても基礎研修は受講済であること

	パターン1		パターン2		パターン3		パターン4	パターン5
								
基礎研修	○	○	○	○	○	○	○	○
実践研修	○	○	○				○	
連続研修	受講可		受講可		受講不可		受講可	受講不可

- ② 行動障害を有する方を自施設で支援する中で、困っている事例等を応募時に提出すること（複数事例ある場合は複数提出すること）*アセスメントシート
- ③ 研修全日程をすべて受講することができ、学んだ内容を今後の支援に生かすように取り組むこと
- ④ 各施設での実習の一部をビデオカメラ等により撮影し、その映像や画像をアセスメントや事例発表等で活用する場合、事例対象者の家族等から事前に撮影等について了承を得ること
- ⑤ 事例対象者は、原則として強度行動障害判定表で10点以上であること

6 受講料
無料

7 受講申込方法

受講申込方法及び申込期限は次のとおりとする

○受講申込方法

県障害福祉課ホームページ掲載の推薦書及びアセスメントシートに必要事項をご記入の上、下記申込先までメール提出

*個人情報使用同意書については法人において保管してください

○申込期限 令和7年7月25日（金）必着

【申込先】

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
障害福祉課 自立支援班（担当：東使）
電話：073-441-2533
mail：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

8 受講決定の通知

受講の可否については令和7年8月上旬までに決定し、通知する。

9 旅費・滞在費等

受講者の負担とする。（飲食等は各自で対応してください。）

10 修了証書の交付等

研修の全課程を修了した者には、和歌山県障害福祉課長名の修了証書を交付する。
(本研修の修了証は、重度障害者支援加算等の算定には関係がありませんので、
ご注意ください。)

11 個人情報の保護について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。

12 注意事項

- 推薦書に記載された受講者の氏名、生年月日については修了証に記載しますので正しい書体で記載するとともに、誤字・脱字のないようにお願いします。
- 推薦書は1枚で一施設分の推薦ができるものとします。複数施設の申し込みを行う場合は、県障害福祉課ホームページに掲載している様式等を印刷、活用してください。
- 推薦書内に添付を指示されている書類については、必ず推薦書とともに提出してください。